

事例紹介

一橋大学法科大学院とセンター適性試験

一橋大学大学院法学研究科助教授 仮屋 広 郷

1. はじめに

大学入試センターから、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（以下、一橋大学法科大学院）とセンター適性試験についての事例紹介を書いて欲しいとの依頼を受けた。私は、過去2年間の一橋大学法科大学院の入試に関わってきた者として、この機会に、一橋大学法科大学院を簡単にご紹介した上で、私たちの入試選抜の概要を説明し、その中でセンター適性試験がどのように利用されているかについて述べたい。そして、最後に、今後センター適性試験に期待することを若干述べることにしたい。

2. 一橋大学法科大学院の紹介

(1) 教育理念

これからの法曹に必要な資質について、2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、以下のように述べている。

「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え

て、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる。」

一橋大学法科大学院は、上記の司法制度改革審議会意見書に示された意見と同じ認識を共有しつつ、①ビジネス法務への精通、②広い国際的視野、③豊かな人権感覚、を重視した教育を行っている。

(2) カリキュラム

一橋大学法科大学院のカリキュラムは、学生が法学の基本的な理解を確実に習得した上で、応用力と創造力を持ち、上記3つの資質を備えた法曹として育つよう配慮されている。例えば、本学の教育理念を実現するために、次のような科目が用意されている。

①一橋大学国際企業戦略研究科経営法務コースの協力を得て、3年次にビジネスロー・コースが設けられている。このコースは、特に企業・ビジネス法務に就きたい学生を対象とするもので、「実践ビジネスロー」な

ど、高度な専門知識の習得を目的にした科目が設置されている。履修は学生の選択に委ねられており、週に1日、神田キャンパスで最新のビジネスの現場を踏まえた授業が行われている。

②母国の弁護士資格を持つオーストラリア人や、日本商社のイギリス現地法人で法務関係や経営を経験した人材を専任教員に登用し、法律英語や、外国法科目など、国際的視野を養う科目が設けられている。学生に、国際社会が求めるリーガルマインドや実践的な法の在り方に触れる機会を提供するものである。

③21世紀社会における人権とは何かを、実社会や実務と現行法の関連の中で学べるよう、人権理論に関する憲法特論、人権実践に関するリーガル・クリニックなどの科目も設けられている。

教室の中ではもちろん、提出課題の添削など教室外の教育でも双方向的な教育を実現するため、少人数単位の授業が中心となっている。1年次の導入ゼミは15名編成、その他の基本科目のクラスは、1年次で30名、2・3年次では50名編成である。3年次の発展ゼミでは、さらに少人数単位の授業が行われている。また、学生の多様な関心を育て、実務を行う上で役立つ広範な知識を身につけ

るため、幅広い選択科目が提供されている。

一橋大学法科大学院の修了要件は、未修者コース（3年）では94単位（必修科目が78単位）、既修者コース（2年）では、64単位（必修科目が38単位）を修得することとなっている。

3. 入試選抜の概要とセンター適性試験

(1) 入学者選抜についての基本方針

入学者選抜については、広く開かれた入試を行い、多様な人材を確保できるよう努力している。基本的な方針は以下のようである。

- ①公平性・開放性・多様性を確保する。
- ②法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。
- ③社会人・他学部出身者については、各々の専攻領域における学業成績及び活動実績等を的確に評価することにより、専門職大学院設置基準が求める程度の人数が入学できるようにする。

ちなみに、上記③についての過去の実績を数値で示すと、以下のとおりである。

〈2005年度〉

未修者：入学者（30人）、社会人（18

人), 他学部出身者 (22人)
既修者: 入学者 (70人), 社会人 (13人), 他学部出身者 (5人)
〈2006年度〉

未修者: 入学者 (31人), 社会人 (14人), 他学部出身者 (21人)
既修者: 入学者 (74人), 社会人 (11人), 他学部出身者 (8人)

なお, 「社会人」とは, 学部卒業後, 2年程度の社会的な活動を経験している者を指し, 「他学部出身者」とは, 原則として, 法学部以外の学部を卒業した者を指している。

(2) 出願資格

出願資格は, 大学卒業者, または, 大学卒業見込みの者 (既修者, 未修者とも学部不問) であることであるが, 未修者3年コースについては, 大学3年次からの飛び級入学を認めている。ただし, この受験資格は, 出願時に大学に2年を越え3年を越えない期間在学している者で, 72単位以上を修得しており, かつ, 修得単位の90%以上の単位数の科目について優 (またはA) の評価を受けていて, 一橋大学大学院法学研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者に限られる。過去2年間の入試において, この受験資格に基づく出願は多くはない。それでも, 2005年度には, 実際に1人がこの資格で入学している。

(3) 選抜方法

法学既修者と法学未修者の入学試験は, 別々に行われる。どちらの試験を受験するかは志願者の選択によるが, 両方の併願は認められていない。どちらの試験も, 第一次選抜から第三次選抜の成績を総合的に判断し, それぞれの入学定員 (法学既修者70名程度・法学未修者30名程度) の合格者を決定する。初年度と2005年度の入試における, 各選抜段階での試験科目等は以下のとおりである。

〈未修者試験〉

①第一次選抜 大学入試センターが行う適性試験, 英語 (TOEFLまたはTOEIC)

②第二次選抜 小論文, 自己推薦書, 学業成績, 第一次選抜の成績

③第三次選抜 面接, 第二次選抜までの成績

〈既修者試験〉

①第一次選抜 大学入試センターが行う適性試験, 英語 (TOEFLまたはTOEIC), 日弁連法務研究財団・商事法務研究会主催/法学検定試験委員会による法科大学院既修者試験 (憲法, 民法, 刑法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法)

②第二次選抜 法学論文試験 (憲法, 民法, 刑法), 自己推薦書, 学業成績, 第一次選抜の成績

③第三次選抜 面接, 第二次選抜まで

の成績

これに対して, 2006年度入試からは, 既修者試験が以下のように変更されている。

〈2006年度既修者試験〉

①第一次選抜 大学入試センターが行う適性試験, 英語 (TOEFLまたはTOEIC)

②第二次選抜 法学論文試験 (憲法, 民事法 [民法および民事訴訟法], 刑事法 [刑法および刑事訴訟法]), 自己推薦書, 学業成績, 第一次選抜の成績

③第三次選抜 面接, 第二次選抜までの成績

要するに, 2006年度入試の変更点は, 法学の理解を確認するための入試科目について, 第一次選抜から法科大学院既修者試験を除き, 第二次選抜における本学独自の論述試験に一本化したことである。変更の理由は以下の点にある。第一に, 既修者試験の実施時期が早いこと, 法科大学院入学時の学力を測るには不十分であること。第二に, 訴訟法科目についても, 論文試験を行う必要が感じられたこと。第三に, 出願者の負担を過大にしない配慮が必要であることである。

(4) 入試におけるセンター適性試験の扱い

先ほど紹介したように, 一橋大学法

科大学院入試において, センター適性試験は, 第一次選抜に組み込まれている。過去2年間の入試における第一次選抜での配点比率は, 以下のようである。

未修者の場合

センター適性試験: 英語 = 75% : 25%

既修者の場合

センター適性試験: 英語: 既修者試験 = 50% : 25% : 25%

2006年度からは, 未修者, 既修者共に従来の未修者同様の比率となる。

このように, 一橋大学法科大学院入試の第一次選抜において, センター適性試験の占める割合は非常に大きいと言える。また, 先述のように, 本学の入試は, 第一次選抜から第三次選抜の成績を総合的に判断して行うので, センター試験の成績は, その比重は薄くなるものの, 最終評価にまで関わってくるのであり, 単に第二次選抜の対象者を限定するための道具として利用されているわけではない。

4. センター適性試験に期待すること

センター適性試験が, 特に第一次選抜において, 大きな役割を果たしていることは, 上述のとおりである。しかし, このことは, 一橋大学法科大学院において, センター適性試験が, 法曹を目指す者が備えるべき資質や能力を

完全に測定できる試験であると評価されていることを、意味するものではないように思われる。

もちろん、センター適性試験は、長文読解問題で、法曹に必要な不可欠な、長く難解な文章の論理構造や趣旨を的確に捉える能力を見たり、客観問題という形式を取りながらも、文章の構成力を試し、間接的に表現力を測定しようとしている点など、評価すべき点が多い。また、与えられた問題の論理構造を把握し、ロジカルな演繹を行って、結論に到達する能力や、与えられた条件から結論を導く能力を測定しようとしている、推論・分析力の問題も非常に良く工夫されている。そして、センター適性試験において試されている能力は、どれも法曹にとって必要なものであるといえる。こうした点を一定程度評価し、一橋大学法科大学院が、センター適性試験を入試に採用したことは事実である。

しかし、しばしば指摘されることであるが、センター適性試験で、法曹に必要な知的・人格的側面の全てが測定できるわけではない。例えば、学習に取り組む姿勢や、リーダーシップ、他者への共感、など、よい法曹としての適性にはいろいろな要素がある。一橋大学法科大学院は、こうした他の要素を十分に考慮した入試を行い、多様性のある人材を確保したいと考えている

からこそ、自己推薦書や面接を入試に加えているわけであるが、授業期間中に入試を行わざるをえないことや、マンパワーの制約により、全ての志願者をこうした方法で評価できる状態にはない。そこで、第一次選抜を行うことが不可避となるわけであり、センター適性試験などの結果によってそれを行っているのである。そのことについて、教員の中には、本当は良い人材を門前払いにしているのではないかとという危惧や、センター適性試験で測定できた能力には優れていた（あるいはこうした試験になれていた）けれども法曹には適していない人も選択しているのではないかとという危惧を感じている者も少なくないのではないかと推測する。

こうした危惧をできるだけ小さく止めるためにも、さらなるセンター適性試験の改善を望む次第である。勝手ながら、いくつか述べさせていただく。

まずは、すでに大学入試センターの方でも視野に入れられている課題であろうが、法科大学院入学後の成績とセンター適性試験の成績を追跡調査し、法曹の能力・資質と相関が高いと考えられる問題を作成して欲しいということがある。

また、現在実施されている試験において測定の対象となっている資質・能力の他に、法曹に必要と考えられる資

質・能力として、どのようなものが考えられ、それをどのような形で測定することができるかも、いろいろ試されてよいであろう。たとえば、現在の試験においては、「推論・分析力」ということで、厳密に論理を操る能力が試されているようであるが、法はそれほど厳密な論理体系でできているものではないし、政治的な妥協や曖昧さがありここに潜んでいるものである。また、ある一連の行為を個々に眺めてみると違法性はないのに、全体として一連の行為を捉えると、違法性なしという結論に違和感が生じるような例はいくらでもある。「推論・分析力」を試す適性試験の成績に、このような法に潜む妥協や曖昧さをある程度受け入れるこ

とができる能力や、論理を離れて、違う角度から柔軟に物事を見る能力が反映されるとは思えない。それを択一試験ではかることは難しいかもしれない。しかし、何らかの工夫の可能性はあるかも知れないし、択一以外の試験形態も検討の余地があろう。

上記のような追跡調査や、新たな問題開発努力などを通して、センター適性試験を、さらに信頼度の高いものにしていくことを期待したい。

最後に、これは難しい注文かも知れないが、試験の回数を年に複数回実施することが望ましいという意見が、本学の教員の一部から出されていることを付け加えて、本稿を閉じることにしたい。

